

森林組合法の施行に関する事務取扱要領

(昭和 55 年 2 月 23 日付け林第 855 号)

一部改正	平成 4 年 7 月 1 日	林第 376 号
〃	平成 9 年 7 月 1 日	林第 465 号
〃	平成 17 年 3 月 2 日	組第 475 号
〃	平成 20 年 3 月 5 日	組第 421 号
〃	平成 20 年 12 月 1 日	組第 328 号
〃	平成 29 年 2 月 13 日	組第 300 号
〃	令和 2 年 8 月 21 日	組第 128 号
〃	令和 3 年 4 月 9 日	組第 14 号
〃	令和 4 年 3 月 28 日	組第 268 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「組合」とは森林組合及び生産森林組合を、「組合員」とは森林組合及び生産森林組合の組合員をいう。

(書類の提出)

第 3 条 この要領に基づいて組合が提出する書類は、いずれも 1 通を知事に提出するものとする。

(書類の受理)

第 4 条 この要領に基づいて組合が提出する書類は、前条の規定により知事が受け付けた日に受理したものとする。

(設立の認可申請)

第 5 条 法第 78 条（法第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、組合設立の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、発起人全員がその氏名を記載した設立認可申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書及び資金計画書
- (3) 設立理由書
- (4) 設立準備会開催公告の写し
- (5) 設立準備会議事録の謄本
- (6) 創立総会開催公告の写し

- (7) 創立総会議事録の謄本
- (8) 発起人調書
- (9) 定款作成委員調書
- (10) 役員調書

(吸収合併の認可申請)

第6条 法第84条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の吸収合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者がその氏名を記載した合併認可申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 存続する組合の定款及びその新旧条文を対照した書面
- (2) 存続する組合の事業計画書及び資金計画書
- (3) 合併予備契約書及び覚書の謄本
- (4) 各組合の合併理由書
- (5) 各組合の合併経過報告書
- (6) 各組合の合併を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (7) 前号の招集による各組合の総会（総代会）議事録の謄本
- (8) 出資組合にあっては、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表）
- (9) 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第65条の2第1項の規定による手続を経たことを証する書面及び組合員への通知の写し
- (10) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
- (11) 各組合の法第84条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）で準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告の写し（法第84条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）で準用する法第66条第3項の規定により、公告を官報のほか、法第8条の2第2項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写しのみ）並びに法第8条の2第1項の規定による公告の写し
- (12) 各組合の法第84条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）で準用する法第67条第1項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の書面
- (13) 各組合の法第84条第4項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）で準用する法第67条第2項の規定に該当する場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は、相当の財産を信託したことを証する書面
- (14) 合併貸借対照表
- (15) 合併総会（総代会）資料
- (16) 各組合の法第84条の3（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に供した書面
- (17) 法第84条の2第1項の規定による合併を決議した理事会の招集通知の写し

- (18) 前号の招集による理事会議事録の謄本
- (19) 法第84条の2第3項の規定による手続を経たことを証する書面、公告の写し及び組合員への通知の写し

(設立合併の認可申請)

第7条 法第84条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合より選任された設立委員全員がその氏名を記載した合併認可申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 設立する組合の定款
- (2) 設立する組合の事業計画書及び資金計画書
- (3) 前条第3号から第16号までに掲げる書類
- (4) 合併を決議した総会（総代会）以外の総会（総代会）で設立委員を選任した組合にあっては、その選任についての総会（総代会）議事録の抄本
- (5) 設立委員会議事録の謄本
- (6) 設立委員が正組合員であることを証する各組合の監事の証明書
- (7) 役員調書

(吸収分割の認可申請)

第8条 法第88条の3第2項の規定により、組合の吸収分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者がその氏名を記載した吸収分割認可申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 吸収分割の理由書
- (2) 吸収分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- (3) 吸収分割契約（謄本）
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- (5) 法第88条の5第1項又は法第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 総代会において吸収分割を決議した森林組合にあっては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (7) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- (8) 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- (9) 吸収分割の経過を記載した書面

- (10) 森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号）第99条の2及び第99条の3に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- (11) その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

（新設分割の認可申請）

第9条 法第108条の13第2項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、発起人全員がその氏名を記載した新設分割認可申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 新設分割の理由書
- (2) 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
- (3) 新設分割計画（謄本）
- (4) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- (5) 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (6) 総代会において新設分割を決議した森林組合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (7) 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
- (8) 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- (9) 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
- (10) 新設分割の経過を記載した書面
- (11) 森林組合法施行規則第99条の4に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- (12) その他必要な書類（総会（総代会）招集の写し、理事会議事録の写しなど）

（定款変更の認可申請等）

第10条 組合は、法第61条第2項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、定款変更認可申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 定款変更理由書
- (2) 新旧条文を対照した書面（定款の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の定款）
- (3) 定款変更を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

- 2 出資一口の金額を減少するときは、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日における貸借対照表）
 - (2) 法第 66 条第 2 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告の写し（法第 66 条第 3 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、公告を官報のほか、法第 8 条の 2 第 2 項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりした場合にあっては、これらの公告の写しのみ）並びに法第 8 条の 2 第 1 項の規定による公告の写し
 - (3) 法第 67 条第 1 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に意義を述べなかったことを証する監事の書面
 - (4) 法第 67 条第 2 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は、相当の財産を信託したことを証する書面
- 3 出資一口の金額を増額するときは、第 1 項各号の書類のほか、当該変更について、組合員全員の同意のあったことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 出資最低持口数を引き上げるときは、第 1 項各号の書類のほか、当該変更について、持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員全員の同意のあったことを証する書面を添付しなければならない。
- 5 既に組合員となっている者が組合員資格を喪失することとなる変更をするときは、第 1 項各号の書類のほか、当該変更について、組合員資格を喪失する者の同意のあったことを証する書面を添付しなければならない。
- 6 組合は、法第 61 条第 4 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、第 1 項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、定款変更届出書（様式第 6 号の 2）を知事に提出しなければならない。

（林道開設等分担金に係る認可申請）

第 11 条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第 25 条の規定により、林道開設等分担金に係る認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、林道開設等分担金に係る認可申請書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 林道開設等事業計画書
- (2) 経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面
- (3) 組合員以外の者に分担金を課することを決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

2 前項の規定は、法第 109 条第 1 項で準用する森林組合連合会の林道開設等分担金について準用する。

（信託規程の承認申請）

第 12 条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第 10 条第 1 項の規定により信託規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、森林経営信託規程承認申請書（様式第 8

号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 森林経営信託規程
- (2) 定款
- (3) 森林経営信託規程を設定した総会（総代会、設立委員会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会、設立委員会）議事録の抄本

（信託規程の変更又は廃止の承認申請）

第13条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第10条第3項の規定により信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、森林経営信託規程変更（廃止）承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 森林経営信託規程の変更又は廃止の理由書
- (2) 新旧条文を対照した書面（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
- (3) 森林経営信託規程の変更又は廃止を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

2 組合（生産森林組合を除く。）は、法第10条第4項に規定する軽微な事項に係る森林経営信託規程の変更をしたときは、第1項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、森林経営信託規程変更届出書（様式第9号の2）を知事に提出しなければならない。

（林地処分事業実施規程の承認申請）

第14条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第24条第1項の規定により、林地処分事業実施規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、林地処分事業実施規程承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 林地処分事業実施規程
- (2) 定款
- (3) 林地処分事業実施規程を設定した総会（総代会、設立委員会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会、設立委員会）議事録の抄本

（林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認申請）

第15条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第24条第3項の規定により、林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 林地処分事業実施規程の変更又は廃止の理由書
- (2) 新旧条文を対照した書面（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
- (3) 林地処分事業実施規程の変更又は廃止を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

2 組合（生産森林組合を除く。）は、法第24条第4項に規定する軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更をしたときは、前項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、林地処分事業実施規程変更届出書（様式第11号の2）を知事に提出しなければならない。

（森林経営規程の承認申請）

第16条 組合（生産森林組合は除く。）は、法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、森林経営規程承認申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 森林経営規程
- (2) 定款
- (3) 森林経営規程を設定した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

（森林経営規程の変更又は廃止の承認申請）

第17条 組合（生産森林組合は除く。）は、法第26条の3第3項の規定により、森林経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、森林経営規程変更（廃止）承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 森林経営規程の変更又は廃止の理由書
- (2) 新旧条文を対照した書面（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
- (3) 森林経営規程の変更又は廃止を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

2 組合（生産森林組合は除く。）は、法第26条の3第4項に規定する軽微な事項に係る森林経営規程の変更をしたときは、前項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、森林経営規程変更届出書（様式第13号の2）を知事に提出しなければならない。

（解散の認可申請）

第18条 組合は、法第83条第2項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、解散認可申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 解散の決議をした総会（総代会）の招集通知の写し
- (3) 前号の招集による総会（総代会）議事録の謄本
- (4) 財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表
- (5) 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第65条の2第1項の規定による手続を経たことを証する書面及び組合員への通知の写し
- (6) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集があつた組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

（解散の届出）

第19条 組合は、法第83条第5項（法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の届出をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、解散届出書（様式第15号）を知事に届け出なければならない。

- (1) 解散したときの組合員名簿の写し
- (2) 財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表

（組織変更の認可申請）

第 20 条 組合（森林組合は除く。）は、法第 100 条の 8 第 1 項、法第 100 条の 16 及び法第 100 条の 22 第 1 項の規定により、組織変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、組織変更認可申請書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 組織変更計画書
- (2) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書面）
- (3) 組織変更計画を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- (4) 前号の招集による総会（総代会）議事録の謄本
- (5) 定款、規約等
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 30 条の規定により、公証人の認証を受けたことを証する書類（株式会社の場合）
- (7) その他必要となる書類

（組合員の行政庁に対する請求）

第 21 条 組合員は、法第 111 条第 1 項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求及び法第 115 条の規定による決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をするときは、次に掲げる書類を添えて、検査（総会（総代会）決議（役員選挙、役員当選）の取消し）請求書（様式第 17 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 請求理由書
- (2) 組合員の同意書

（総会及び総代会の報告）

第 22 条 組合は、総会（総代会）が終了したときは、遅滞なく、総会（総代会）議事録の謄本を添えて、総会（総代会）終了報告書（様式第 18 号）により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、総会（総代会）で次に掲げる事項について決議をしたときは、議事録謄本のほか当該事項に係る関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画の設定又は変更
 - (2) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理及び注記表の承認
 - (3) 規約、共同施業規程（生産森林組合を除く。）の設定、変更又は廃止

（役員選出等の報告）

第 23 条 組合は、役員を選挙又は選任したときは、当選又は選任を確定した後、遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、役員選出報告書（様式第 19 号）により、知事に報告しなければならない。

- (1) 選挙録の謄本又は総会（総代会）議事録の抄本
- (2) 役員調書
- 2 組合は、定款の定めるところにより組合長又は常勤理事を選任したときは、遅滞なく、組合長（常勤役員）選任報告書（様式第 20 号）により知事に報告しなければならない。

3 組合は、役員¹の死亡、解任又は退任（任期満了を除く。）があったときは、遅滞なく、役員退任等報告書（様式第 21 号）により知事に報告しなければならない。

（団体協約の報告）

第 24 条 組合（生産森林組合を除く。）は、法第 9 条第 2 項第 15 号の規定による団体協約を締結し、又は解消したときは、遅滞なく、その契約書の写しを添えて、団体協約締結（解消）報告書（様式第 22 号）により知事に報告しなければならない。

（組合員の組合に対する請求の報告）

第 25 条 組合は、組合員から次に掲げる請求を受けたときは、遅滞なく、請求書の写しを添えて、総会（総代会）招集（役員改選、参事（会計主任）解任）請求に関する報告書（様式第 23 号）により知事に報告しなければならない。

- (1) 法第 59 条第 2 項（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による総会（総代会）招集の請求
- (2) 法第 52 条（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による役員改選の請求
- (3) 法第 56 条（法第 100 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による参事又は会計主任の解任請求

2 組合は、前項の請求に対する措置を行なったときは、遅滞なく、そのてん末を総会（総代会）招集（役員改選、参事（会計主任）解任）請求に対する措置完了報告書（様式第 24 号）により知事に報告しなければならない。

（監査の報告）

第 26 条 組合の監事は、組合の財産又は業務執行の状況につき不正があることを発見したときは、直ちに知事に報告しなければならない。

（登記完了の報告）

第 27 条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、登記完了の後、遅滞なく、登記事項証明書を添えて設立（合併、解散、主たる事務所移転、組織変更、清算結了）登記完了報告書（様式第 25 号）により、知事に報告しなければならない。

- (1) 組合設立の登記
- (2) 組合合併の登記
- (3) 組合解散の登記
- (4) 主たる事務所の移転登記
- (5) 組織変更の登記（生産森林組合）
- (6) 清算結了の登記（認可又は不認可の通知、承認の通知等）

（認可又は不認可の通知、承認の通知等）

第 28 条 知事は、第 5 条から第 11 条、第 18 条及び第 20 条までの規定による認可申請に対する認可又は不認可の通知、第 12 条から第 17 条までの規定による承認申請に対する承認通知を行うものとする。

2 知事は、法第 100 条の 22 第 2 項の規定による組織変更認可をしようとするときは、当該

組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村長の同意を得なければならない。

(その他)

第 29 条 農林水産大臣が所管しない森林組合連合会に係る事務については、知事はその都度定める。

附則

この要領は、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 9 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 8 月 21 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 9 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 3 月 28 日から適用する。

森林組合法の施行に関する事務取扱要領 様式

様式第 1 号 (第 5 条関係)	12
様式第 2 号 (第 6 条関係)	13
様式第 3 号 (第 7 条関係)	15
様式第 4 号 (第 8 条関係)	17
様式第 5 号 (第 9 条関係)	19
様式第 6 号 (第 10 条関係)	21
様式第 6 号の 2 (第 10 条関係)	22
様式第 7 号 (第 11 条関係)	23
様式第 8 号 (第 12 条関係)	24
様式第 9 号 (第 13 条関係)	25
様式第 9 号の 2 (第 13 条関係)	26
様式第 10 号 (第 14 条関係)	27
様式第 11 号 (第 15 条関係)	28
様式第 11 号の 2 (第 15 条関係)	29
様式第 12 号 (第 16 条関係)	30
様式第 13 号 (第 17 条関係)	31
様式第 13 号の 2 (第 17 条関係)	32
様式第 14 号 (第 18 条関係)	33
様式第 15 号 (第 19 条関係)	34
様式第 16 号 (第 20 条関係)	35
(第 20 条関係)	36
様式第 17 号 (第 21 条関係)	37
様式第 18 号 (第 22 条関係)	38
様式第 19 号 (第 23 条関係)	39
様式第 20 号 (第 23 条関係)	41
様式第 21 号 (第 23 条関係)	42
様式第 22 号 (第 24 条関係)	43
様式第 23 号 (第 25 条関係)	44
様式第 24 号 (第 25 条関係)	45
様式第 25 号 (第 27 条関係)	46

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
申請人
住所
発起人代表 氏名
住所
発起人 氏名
(以下発起人全員 上にならう。)

(生産) 森林組合設立認可申請書

このたび、(生産) 森林組合を設立したいので、森林組合法第78条(森林組合法第100条第3項において準用する同法第78条)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(添付書類)

1. 定款
2. 事業計画書及び資金計画書
3. 設立理由書
4. 設立準備会開催公告の写し
5. 設立準備会議事録の謄本
6. 創立総会開催公告の写し
7. 創立総会議事録の謄本
8. 発起人調書 (別に定める書式によること。)
9. 定款作成委員調書 (別に定める書式によること。)
10. 役員調書 (別に定める書式によること。)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

存続する組合

所在地

組合名

代表理事組合長氏名

解散する組合

所在地

組合名

代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合合併認可申請書 (吸収合併)

このたび、 (生産) 森林組合は、 (生産) 森林組合を吸収合併したので、森林組合法第 84 条第 2 項 (森林組合法第 100 条第 4 項において準用する同法第 84 条第 2 項) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(添付書類)

1. 存続する組合の定款及び新旧対照表
2. 存続する組合の事業計画書及び資金計画書
3. 合併予備契約書及び覚書の謄本
4. 各組合の合併理由書
5. 各組合の合併経過報告書
6. 各組合の合併を決議した総会 (総代会) の招集通知の写し
7. 前号の招集による各組合の総会 (総代会) 議事録の謄本
8. 出資組合にあっては、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表 (最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表)
9. 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第 65 条の 2 第 1 項の規定による手続を経たことを証する書面及び組合員への通知の写し
10. 法第 65 条の 2 第 2 項の規定による総会の招集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
11. 各組合の法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を含む。) で準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告の写し

(法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を含む。)
で準用する法第 66 条第 3 項の規定により、公告を官報のほか、法第 8
条の 2 第 2 項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関
する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりし
た場合にあつては、これらの公告の写しのみ) 並びに法第 8 条の 2 第 1
項の規定による公告の写し

12. 各組合の法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を
含む。) で準用する法第 67 条第 1 項の規定に該当する場合にあつては、
債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたことを証する監事の書面
13. 各組合の法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を
含む。) で準用する法第 67 条第 2 項の規定に該当する場合にあつては、
弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は、相当の財産を信託したこと
を証する書面
14. 合併貸借対照表
15. 合併総会 (総代会) 資料
16. 各組合の法第 84 条の 3 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を含
む。) の規定による閲覧に供した書面
17. 法第 84 条の 2 第 1 項の規定による合併を決議した理事会の招集通知の
写し
18. 前号の招集による理事会議事録の謄本
19. 法第 84 条の 2 第 3 項の規定による手続を経たことを証する書面、公告
の写し及び組合員への通知の写し

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
申請人
所在地
組合名
設立委員代表 氏名
所在地
組合名
設立委員 氏名
(以下設立委員全員 上にならう。)

(生産) 森林組合合併認可申請書 (設立合併)

このたび、(生産) 森林組合及び(生産) 森林組合は、合併により(生産) 森林組合を設立したいので、森林組合法第 84 条第 2 項 (森林組合法第 100 条第 4 項において準用する同法第 84 条第 2 項) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(添付書類)

1. 設立する組合の定款
2. 設立する組合の事業計画書及び資金計画書
3. 合併予備契約書及び覚書の謄本
4. 各組合の合併理由書
5. 各組合の合併経過報告書
6. 各組合の合併を決議した総会 (総代会) の招集通知の写し
7. 前号の招集による各組合の総会 (総代会) 議事録の謄本
8. 出資組合にあつては、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表 (最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表)
9. 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第 65 条の 2 第 1 項の規定による手続を経たことを証する書面及び組合員への通知の写し
10. 法第 65 条の 2 第 2 項の規定による総会の招集があつた組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本
11. 各組合の法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を含む。) で準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告の写し (法第 84 条第 4 項 (法第 100 条第 4 項において準用する場合を含む。) で準用する法第 66 条第 3 項の規定により、公告を官報のほか、法第 8 条の 2 第 2 項の規定により公告の方法として定款に定めた、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告に

よりした場合には、これらの公告の写しのみ)並びに法第8条の2第1項の規定による公告の写し

12. 各組合の法第84条第4項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)で準用する法第67条第1項の規定に該当する場合には、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の書面
13. 各組合の法第84条第4項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)で準用する法第67条第2項の規定に該当する場合には、弁済し、もしくは相当の担保を供し、又は、相当の財産を信託したことを証する書面
14. 合併貸借対照表
15. 合併総会(総代会)資料
16. 各組合の法第84条の3(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧に供した書面
17. 合併を決議した総会(総代会)以外の総会(総代会)で設立委員を選任した組合にあっては、その選任についての総会(総代会)議事録の抄本
18. 設立委員会議事録の謄本
19. 設立委員が正組合員であることを証する各組合の監事の証明書
20. 役員調書(別に定める書式によること。)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

吸収分割承継組合等 所在地
組合名
代表理事組合長氏名
吸収分割組合等 所在地
組合名
代表理事組合長氏名

森林組合吸収分割認可申請書

森林組合法第88条の3第2項の規定により、 森林組合と 森林組合との吸収分割の認可を申請します。

(添付書類)

1. 吸収分割の理由書
2. 吸収分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
3. 吸収分割契約（謄本）
4. 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
5. 法第88条の5第1項又は法第108条の7において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
6. 総代会において吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
7. 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
8. 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、

事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

9. 吸収分割の経過を記載した書面
10. 森林組合法施行規則第99条の2及び第99条の3に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
11. その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

様式第5号（第9条関係）※新連合会が県の一部区域である場合に限る。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
申請人
所在地
組合名
設立委員代表 氏名
所在地
組合名
設立委員 氏名
(以下設立委員全員 上にならう。)

森林組合新設分割認可申請書

森林組合法第108条の13第2項の規定により、新たに 森林組合連合会
を設立するので、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合等の住所及び名称

(添付書類)

1. 新設分割の理由書
2. 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録（謄本）
3. 新設分割計画（謄本）
4. 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
5. 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3

項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面

6. 総代会において新設分割を決議した森林組合にあっては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
7. 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
8. 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類
9. 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
10. 新設分割の経過を記載した書面
11. 森林組合法施行規則第99条の4に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
12. その他必要な書類（総会（総代会）招集の写し、理事会議事録の写しなど）

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長氏名

（生産）森林組合定款変更認可申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、定款変更を決議したので、森林組合法第61条第2項（森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第2項）の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

（添付書類）

1. 定款変更理由書
2. 新旧対照表（定款の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の定款）
3. 定款変更を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第6号の2(第10条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地

組合名

代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合定款変更届出書

本組合は、 年 月 日に開催した総会(総代会)において、定款変更を決議したので、森林組合法第61条第4項(森林組合法第100条第2項において準用する同法第61条第4項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

1. 定款変更理由書
2. 新旧対照表(定款の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の定款)
3. 定款変更を決議した総会(総代会)の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会(総代会)議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

林道開設等分担金に係る認可申請書

本組合は、林道の開設（改良、復旧）により特に利益を受ける組合員以外の者に、この事業に要した費用の一部を負担させることとしたので、森林組合法第25条第2項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

（添付書類）

1. 林道開設等事業計画書
2. 経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面
3. 組合員以外の者に分担金を課することを決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名 (設立委員会名)
代表理事組合長 (委員長) 氏名

森林経営信託規程承認申請書

年 月 日に開催した総会(総代会、設立委員会)において、森林経営信託規程の設定を決議したので、森林組合法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

(添付書類)

1. 森林経営信託規程
2. 定款
3. 森林経営信託規程を設定した総会(総代会、設立委員会)の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会(総代会、設立委員会)議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林経営信託規程変更（廃止）承認申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、森林経営信託規程の変更（廃止）を決議したので、森林組合法第10条第3項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

（添付書類）

1. 森林経営信託規程変更（廃止）の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 森林経営信託規程を変更（廃止）した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第9号の2(第13条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林経営信託規程変更届出書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、森林経営信託規程の変更を決議したので、森林組合法第10条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

1. 森林経営信託規程変更の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 森林経営信託規程変更を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名 (設立委員会名)
代表理事組合長 (委員長) 氏名

林地処分事業実施規程承認申請書

年 月 日に開催した総会 (総代会、設立委員会) において、林地処分事業実施規程の設定を決議したので、森林組合法第 24 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

(添付書類)

1. 林地処分事業実施規程
2. 定款
3. 林地処分事業実施規程を設定した総会 (総代会、設立委員会) の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会 (総代会、設立委員会) 議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、林地処分事業実施規程の変更（廃止）を決議したので、森林組合法第 24 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

（添付書類）

1. 林地処分事業実施規程変更（廃止）の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 林地処分事業実施規程を変更（廃止）した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第 11 号の2(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

林地処分事業実施規程変更届出書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、林地処分事業実施規程の変更を決議したので、森林組合法第 24 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

1. 林地処分事業実施規程変更の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 林地処分事業実施規程の変更を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第 12 号(第 16 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林経営規程承認申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、森林経営規程の設定を決議したので、森林組合法第 26 条の 3 第 1 項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

（添付書類）

1. 森林経営規程
2. 定款
3. 森林経営規程を設定した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林経営規程変更（廃止）承認申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、森林経営規程の変更（廃止）を決議したので、森林組合法第 26 条の 3 第 3 項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

（添付書類）

1. 森林経営規程変更（廃止）の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 森林経営規程を変更（廃止）した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

様式第 13 号の2(第 17 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林経営規程変更届出書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、森林経営規程の変更を決議したので、森林組合法第 26 条の 3 第 4 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

1. 森林経営規程変更の理由書
2. 新旧対照表（規程の全文にわたって変更したときは、新旧条文を対照した書面又は変更後の規程）
3. 森林経営規程の変更を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合解散認可申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、解散の決議をしたので、森林組合法第 83 条第 2 項（森林組合法第 100 条第 4 項において準用する同法第 83 条第 2 項）の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(添付書類)

1. 解散理由書
2. 解散の決議をした総会（総代会）の招集通知の写し
3. 前号の招集による総会（総代会）議事録の謄本
4. 財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表
5. 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第 65 条の 2 第 1 項の規定による手続を経たことを証する書面及び組合員への通知の写し
6. 法第 65 条の 2 第 2 項の規定による総会の招集があつた組合にあつては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

様式第 15 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地

組 合 名

清算人氏名

(生産) 森林組合解散届出書

本組合は、森林組合法第 83 条第 4 項（森林組合法第 100 条第 4 項において準用する同法第 83 条第 4 項）の規定により解散したので、関係書類を添えてお届けします。

記

1. 正組合員が 10 人未満（生産森林組合にあつては 5 人未満）となった年月日
2. 上記に至るまでの経過

(添付書類)

1. 解散したときの組合員名簿の写し
2. 財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表

様式第 16 号(第 20 条関係)

<株式会社、合同会社の場合>

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合名
組合長氏名

生産森林組合組織変更認可申請書

本組合は、 年 月 日に開催した総会（総代会）において、組織変更を決議したので、森林組合法第 100 条の 8 第 1 項（第 100 条の 16）の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

（添付書類）

1. 組織変更計画書
2. 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、その旨を記載した書面）
3. 組織変更計画を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本
5. 定款、規約等
6. 会社法第 30 条の規定により、公証人の認証を受けたことを証する書類（株式会社の場合）

様式第 16 号（第 20 条関係）

<認可地縁団体の場合>

第 号
年 月 日

岡山県知事

殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

生産森林組合組織変更認可申請書

認可地縁団体への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第 100 条の 22 第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 組織変更計画書
2. 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、その旨を記載した書面）
3. 組織変更計画を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
4. 前号の招集による総会（総代会）議事録の抄本
5. 法第 100 条の 24 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 100 条の 24 において準用する法第 67 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書類
6. 組織変更後認可地縁団体の規約となるもの
7. 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
8. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
9. 組織変更計画書において定めた「組織変更がその効力を生ずべき日」について変更があつたときは、その変更を証する書類
10. その他参考書類

様式第 17 号(第 21 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
住 所
組 合 員 氏名

(生産) 森林組合検査(総会(総代会)決議(役員選挙、役員当選)の
取消し) 請求書

(生産) 森林組合の検査(総会(総代会)決議(役員選挙、役員当選)の取消し)を行なってくださるよう、森林組合法第 111 条第 1 項(第 115 条)の規定により、関係書類を添えて請求します。

(添付書類)

1. 請求理由書
2. 組合員の同意書(総組合員の 10 分の 1 以上)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合総会 (総代会) 終了報告書

本組合は、 年 月 日総会 (総代会) を開催したので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 22 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

1. 総会 (総代会) 議事録謄本
2. 事業計画 (変更) 書 (同要領第 22 条第 2 項の場合に限る。)
3. 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理及び注記表に関する書類 (同要領第 22 条第 2 項の場合に限る。)
4. 規約、共同施業規程 (同要領第 22 条第 2 項の場合に限る。)

様式第 19 号(第 23 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合役員選出報告書

本組合は、 年 月 日役員選挙(選任)をしたので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 23 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

1. 選挙録の謄本(選任の場合は、総会(総代会)議事録の抄本)
2. 役員調書(別に定める書式によること。)

(第 23 条関係)

役 員 調 書

平成 年 月 日就任

(生産) 森林組合

役 名	氏 名	住 所	組 合 員	重任・ 新任の別

(注) 組合員欄には、正組合員、准組合員、組合員外の別を記入すること。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合長 (常勤役員) 選任報告書

本組合は、次のとおり役員を選任したので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 23 条第 2 項の規定により報告します。

記

役 名	新任者氏名	就任年月日	旧任者氏名	備 考

⑨備考欄には、任期あるいは辞任等の別に記載する。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

役員退任等報告書

年 月 日、組合員の死亡（解任又は退任（任期満了を除く。））があつたので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 23 条第 3 項の規定により報告します。

記

役名	氏名	死亡、解任、退任の別	摘要

様式第 22 号(第 24 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

森林組合団体協約締結（解消）報告書

本組合は、団体協約を締結（解消）したので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 24 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

団体協約書の写し

様式第 23 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合総会 (総代会) 招集 (役員改選、参事 (会計主任) 解任)
請求に関する報告書

本組合は、 年 月 日組合員から、総会 (総代会) 招集 (役員改選、参事 (会計主任) 解任) の請求を受けたので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 25 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

総会 (総代会) 招集 (役員改選、参事 (会計主任) 解任) 請求書の写し

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地
組 合 名
代表理事組合長氏名

(生産) 森林組合総会(総代会) 招集
(役員改選、参事(会計主任) 解任) 請求
に対する措置完了報告書

本組合は、 年 月 日付け文書をもって報告した組合員からの総会(総代会) 招集(役員改選、参事(会計主任) 解任) の請求に対し、次のとおり措置を完了したので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 25 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記
措 置 の 概 要

(添付書類)

要領第 22 条の規定による総会(総代会) 終了報告書(要領第 23 条による役員選出報告書又は理事会議事録抄本)

様式第 25 号(第 27 条関係)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地

組 合 名

代表理事組合長氏名

(解散又は清算終了のときは、清算人)

(生産) 森林組合設立(合併、解散、主たる事務所移転、組織変更、清算終了)
登記完了報告書

本組合は、 年 月 日組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)第 2 条(8 条、7 条、11 条及び 12 条、3 条、10 条)の規定により、設立(合併、解散、主たる事務所移転、組織変更、清算終了)登記を完了したので、森林組合法の施行に関する事務取扱要領第 27 条の規定により、登記事項証明書を添えて報告します。

(添付書類)

登記事項証明書